北海道次世代半導体産業立地推進本部設置要綱

（設置）
第１条　ラピダス株式会社の次世代半導体製造拠点の本道立地決定を踏まえ、その円滑な整備、稼働の支援に向けて効果的な取組を進めるとともに、同社の立地という好機を最大限に活かし、半導体の製造、研究、人材育成等が一体となった複合拠点を実現し、その効果を全道に波及させるため、北海道次世代半導体産業立地推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事項）
第２条　本部の所掌事項は、次のとおりとする。
（１）ラピダス株式会社の次世代半導体製造拠点及びその関連施設の円滑な整備、稼働の支援に関すること
（２）半導体の製造、研究、人材育成等が一体となった複合拠点の実現に関すること
（３）その他半導体関連産業の振興に関すること

（組織）
第３条　本部の構成は、次のとおりとする。
（１）本部の構成員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
（２）本部の事務を円滑に進めるため、本部の下に幹事会を設置する。

（本部長及び副本部長）
第４条　本部長及び副本部長は、次のとおりとする。
（１）本部長は、知事をもって充てる。
（２）本部長は、本部を代表し、部務を総理する。
（３）副本部長は、副知事をもって充て、本部長を補佐する。

（会議の開催）
第５条　本部の会議開催は、次のとおりとする。
（１）本部の会議は、本部長が招集し、これを主宰する。
（２）本部長は、必要に応じ、本部会議に本部の構成員以外の者を出席させることができる。
（３）本部の構成員が不在の場合は、当該職を直接補佐する職員が出席するものとする。

（幹事会）
第６条　本部の事務を円滑に進めるため、幹事会を開催する。
２　幹事会の開催は、次のとおりとする。
（１）幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
（２）幹事は、必要に応じ、本部会議の所掌事項に関する連絡調整に当たる。
（３）幹事会に、代表幹事を置き、経済部 AI・DX 推進局次世代半導体戦略室参事をもって充てる。
（４）幹事会は、代表幹事が招集し、開催する。
（５）代表幹事は、必要に応じ、幹事会に幹事以外の者を出席させることができる。
（６）幹事が不在の場合は、当該職を直接補佐する職員が出席するものとする。

（部会）
第７条　本部に専門的事項等の検討のため、必要に応じ、部会を置くことができる。

（庶務）
第８条　本部、幹事会及び部会の事務局は、経済部 AI・DX 推進局次世代半導体戦略室に置く。

（補足）
第９条　この要綱に定めるもののほか、本部の運営に必要な事項は、本部長が定める。

附　則
この要綱は、令和５年３月８日から施行する。
附　則
この要綱は、令和５年４月２１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和５年６月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和６年７月４日から施行する。
附　則
この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別　表

北海道次世代半導体産業立地推進本部及び幹事会
構成員名簿

本　部	幹事会
【本部長】 知事	【代表幹事】 経済部 AI・DX 推進局次世代半導体戦略室参事
【副本部長】 副知事（経済部所管）	
副知事	
総務部長	総務部総務課長
総合政策部長	総合政策部総務課長
総合政策部グローバル戦略推進監	総合政策部国際局国際課長
総合政策部交通企画監	総合政策部交通政策局交通企画課長
環境生活部長	環境生活部総務課政策調整担当課長
保健福祉部長	保健福祉部総務課政策調整担当課長
経済部長	経済部経済企画課長
経済部観光振興監	経済部観光局観光振興課長
経済部食産業振興監	経済部食関連産業局食産業振興課長
経済部ゼロカーボン推進監	経済部 GX 推進局 GX 推進課長
経済部次世代社会戦略監	経済部 AI・DX 推進局 DX 推進課長
農政部長	農政課長
水産林務部長	水産林務部総務課企画調整担当課長
建設部長	建設部建設政策局建設政策課政策調整担当課長
企業局長	企業局総務課長
教育部長	教育庁総務政策局総務課長
各総合振興局・振興局長	各総合振興局・振興局産業振興部長（地域産業担当部長）
東京事務所長	行政課長